様式第１号（第４条関係）

空き家等情報バンク物件登録申込書

　七戸町長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申込日 | 年　　　月　　　日 |
| 申込者（所有者） | ふりがな |  |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 住　　所 | 〒　　　　－ |
| 連 絡 先 | 電話　　（問い合わせ可能時間帯　　　　時　　　分　～　　　　時　　　分） |
| ファクシミリ |
| E-mail |
| 登録物件 | 種　　類 | □ 空き家　　　　□ 空き地 |
| 所 在 地 | 青森県上北郡七戸町字 |
| 契約交渉等 | 契約交渉等について、次のいずれかを選択します。　□ 契約交渉に関わる全てについて、仲介業者に依頼します。併せて仲介業者への　　 情報提供を承諾します。　□ 契約交渉に関わる全てについて、所有者と利用希望者との間で、責任をもって　　 行います。 |

　七戸町空き家等情報バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、次のとおり空き家等情報バンクへの登録を申し込みます。

１　空き家等情報バンクに登録した内容は、個人情報を除き、七戸町ウェブサイトなどにより広く一般に公開することに承諾します。ただし、情報公開開示内容確認書により承諾した項目については、この限りではありません。

２　利用希望者との交渉及び契約には誠意を持って臨み、疑義、紛争等について当事者間で解決にあたることを誓います。

３　登録内容は空き家等情報バンク物件登録カード（様式第３号）に記載のとおりです。

注意事項

１　七戸町は、情報の提供や必要な連絡調整は行いますが、空き家等の売買、賃貸借に関する交渉、契約に関するトラブルには、一切関与いたしません。

２　申込みされた個人情報は、七戸町個人情報保護条例（平成23年3月16日条例第1号）の規定の趣旨に基づき、空き家等情報バンクの目的以外に利用いたしません。

様式第２号（第４条関係）

情報公開開示内容確認書

　七戸町長　様

　七戸町空き家等情報バンクにおいて、七戸町ウェブサイト等における情報公開等に関し、下記の事項について承諾します。（１～３のいずれかに○を付けてください。）

|  |
| --- |
| １　七戸町ホームページ等において、私（所有者）に関する下記事項について一般に公開することを承諾します。（承諾するものに○に付けてください。）（ｱ）住所　（ｲ）氏名　（ｳ）連絡先（　TEL　・　FAX　・　E-mail　）（ｴ）その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| ２　七戸町ホームページ等における一般公開はしないが、利用希望者から問い合わせがあった場合は、問い合わせ者に対してのみ、私（所有者）に関する下記事項を教えることに承諾します。（承諾するものに○を付けてください。）（ｱ）住所　（ｲ）氏名　（ｳ）連絡先（　TEL　・　FAX　・　E-mail　）（ｴ）その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| ３　問い合わせがあった場合、私（所有者）から連絡するので、個人情報は一切公開しません。 |

　　　平成　　　年　　　月　　　日

　申込者（所有者）

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第３号（第４条関係）

空き家等情報バンク登録物件カード（空き地）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 物件番号　空き地 |
| 空　　　き　　　地 | 所　　　在　　　地 | 登記地目 | 登記地積 |
| 青森県上北郡七戸町字 |  | ㎡ |
| 青森県上北郡七戸町字 |  | ㎡ |
| 青森県上北郡七戸町字 |  | ㎡ |
| 青森県上北郡七戸町字 |  | ㎡ |
| 青森県上北郡七戸町字 |  | ㎡ |
| 規　　制　　等 |  |
| 希　望　条　件 | □売却（　　　　　　円）・要相談□賃貸（　　　　　　円／月）・要相談 |
| 主要施設までの距離 | 駅（　　km）　　バス停（　　km）　　役場（　　km）　　銀行（　　km）こども園・保育園（　　km）　　小学校（　　km）　　中学校（　　km）コンビニ（　　km）　　スーパー（　　km）　　病院（　　km） |
| その他の条件・要望 |  |

|  |
| --- |
| 本件を仲介する宅地建物取引業者（※選定している場合は、ご記入ください。）　　名　　称　　所 在 地　　電話番号 |

注１　添付書類　物件の現状を確認することができる写真（３枚程度）

　　　　　　　　固定資産税課税台帳（写し）及び登記簿謄本（写し）

　　　　　　　　その他物件の状況等が判る書類

　２　記載もれにより瑕疵担保責任等が生じた場合、町は一切の責任を負いかねます。